

令和5年1月4日

各 生活衛生同業組合 組合員の皆様へ

(公財) 三重県生活衛生営業指導センター

新型コロナウイルス感染症に関する融資制度のご案内

新年明けましておめでとうございます。

当指導センターの業務運営につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少し資金繰りが厳しい企業が多いかと思えます。運転資金・設備資金にご活用下さい。

日本政策金融公庫においては、**令和5年3月までは**、下記の新型コロナウイルス感染症に関する生活衛生改善貸付制度があります。

この「生活衛生改善貸付（衛経融資）」は、原則として、県知事から委嘱を受けた貴組合内の**経営特別相談員**が審査をします。**貸付当初3年間は、▲0.9%引き下げとなり（実質0.40%）**になる本制度は、最も低利であり上手な活用をお勧めします。

公庫融資に関するご相談ご希望者は、(公財) 三重県生活衛生営業指導センター (059-225-4181) <担当：岩田>までお気軽にご連絡ください。

<参考> ~新型コロナウイルス感染症に関する融資制度のご案内~
衛経貸付（新型コロナウイルス感染症関連）

お使いみち：設備資金・運転資金 (令和5年1月4日現在)
融資限度額：1,000万円（別枠）
利率（年）：当初3年間 **0.40%**（別枠の1,000万円以内）。
4年目以降 **1.30%**
ご返済期間：【設備資金】10年以内（うち据置期間4年間以内）
【運転資金】10年以内（うち据置期間3年間以内）

借入資格(抜粋)

- (1) 営業許可等を受けている**小規模事業者**(個人・法人)であること。
- (2) 原則として**6ヵ月以上**、生衛同業組合等の経営指導員か経営特別相談員による経営指導を受けていること。
- (3) **1年以上**同じ地区で同一事業を営んでいること。
- (4) 所得税等の税金を**全て完納**していること。
- (5) 常時使用する従業員(会社の場合の役員並びに個人の場合3親等以内の家族従業員、パート、アルバイト除く)が**5人**（旅館業及び興行場営業については、**20人**）以下の会社又は個人。